

【よくある質問について】

●住宅宿泊事業の実施日について

Q：江東区で住宅宿泊事業を実施できる曜日や地域の制限はありますか？

A：江東区内全域で月曜の正午から土曜の正午までは宿泊させることはできません。土日祝日の正午から翌日の正午まで実施可能となっています。

例) 土日に宿泊する場合、チェックインは土曜の正午以降、チェックアウトは月曜の正午までとなります。

●届出について

Q：届出書に添付する以下の書類はどこで取得できますか？

A：

① 住宅の登記事項証明書

→全国の法務局で取得できます。

② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）

→本籍地の各市区町村にお問い合わせください。

江東区に本籍がある方は、江東区役所区民課証明係が窓口です。

【江東区役所区民課証明係】

江東区役所 2 階 4 番窓口

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電話：03-3647-3164

Q：日本に国籍がない場合、身分証明書はどうしたらよいですか？

A：国籍のある国、または大使館で身分証明書に代わるものを発行してもらってください。そのような書類を発行していない場合、公証役場にて宣誓書を作成してください。

Q：添付書類に発行日の条件はありますか？

A：官公庁が証明する書類は、届出日前3月以内に発行されたものである必要があります。

●管理について

Q：家主が不在でも、家族がいれば不在とはみなされませんか？

A：家族が住宅宿泊事業者でない場合は、法第11条第1項第2号の不在に該当します。

不在となるのであれば、住宅管理業者へ委託してください。また、家族の方と連名で届出することも可能です。

Q：法人が事業者の場合、従業員が常駐していれば、住宅宿泊管理業者への委託は不要ですか？

A：従業員が常駐していても、住宅宿泊管理業者への管理業務の委託が必要です。

●構造設備について

Q：届出住宅の広さの条件はありますか？

A：住宅の広さの条件は特にありませんが、居室の広さについては、宿泊者一人当たりの最低床面積（3.3 平米以上）を確保していただく必要があります。

Q：居室の面積とはどの部分を指すのですか？

A：宿泊者が占有する面積のことを指し、内寸面積で算定することとなります。宿泊者の占有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れや床の間は含みません。

Q：宿泊室と居室の違いは何ですか？

A：居室とは、宿泊者が占有する部分のことを指し、宿泊室とは、宿泊者が就寝するために使用する室を指します。

Q：複数の届出住宅で浴室や便所等を共有することは可能ですか？

A：できません。届出住宅ごとに、住宅の要件を満たす必要があり、届出住宅の重複は認められません。